

各 部 局 長 様  
各 所 属 長 様

総 務 部 長

営利企業への従事等の制限について（通知）

地方公務員においては、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項により、職員の営利企業への従事等が制限されており、任命権者が許可を与えた場合に従事することができることとされています。

今般の人口減少による担い手不足などの社会情勢の変化や、職員による自律的なキャリア形成、自己実現のニーズの高まりなどを踏まえ、職員の営利企業への従事等（以下、「兼業」という。）について、下記のとおり取扱いを定めましたのでお知らせします。

つきましては、所属職員に周知いただくとともに、公務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じることのないよう適切な運用をお願いします。

なお、令和5年8月29日付け5高人事第286号総務部長通知「職員自らが営利企業を営む場合の取扱いについて（通知）」は廃止します。

記

1 兼業の許可

(1) 審査基準

高知県職員の営利企業への従事等の制限に関する規則（昭和26年高知県人事委員会規則第3号。以下「規則」という。）第3条第1項及び第2項に基づく兼業の許可について、次のアからウまでの全てを満たすものは、原則として許可するものとする。

ア 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと

イ 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと

ウ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと

(2) 許可の対象

ア 営利企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、又は自ら営利企業を営むこと（以下、「自営兼業」という。）

イ 報酬を得て事業又は事務に従事すること

(3) (1)イの「相反する利害関係」とは、現在の職務と兼業先との間における許認可、補助金の交付、物品の購入契約等の特殊な関係をいう。

(4) (1)ウの「職員及び職務の品位を損ねるもの」とは、法令に反する行為や、公務員としてふさわしくない行為をいう。

## 2 許可条件

- (1) 兼業時間の上限は以下のとおりとし、いずれも超過しないこと。なお、やむを得ない事情により超過が見込まれる場合は、事前に人事課へ協議すること。
  - ア 勤務時間が割り振られた日において1日3時間  
年次有給休暇、特別休暇その他の休暇を取得した日であっても、勤務時間が割り振られた日であることから、1日3時間を上限とする。ただし、育児休業等の期間については、勤務時間が割り振られた日ではないことから、この限りではない。
  - イ 週8時間
  - ウ 月30時間
  - エ 県における時間外勤務と合計して月60時間
- (2) (1)の規定にかかわらず、自営兼業は兼業時間の上限は設けない。ただし、1(1)アに反することのない範囲で活動すること。
- (3) 許可を受けた職員が病気休暇を取得する場合は、療養に専念し、ただちに兼業を停止すること。
- (4) 報酬額は社会通念上相当と認められる範囲であること。
- (5) 年次有給休暇や特別休暇を取得した日であっても、勤務が割り振られた時間帯での兼業はしないこと。

## 3 許可手続

### (1) 許可申請

地方公務員法第38条の規定による許可の申請は、別記様式1及び別紙「チェックリスト」により、所属において次に掲げる事項を確認のうえ、兼業を開始しようとする日の2週間前までに所属を經由して人事課へ行うこと。

- ア 業務の繁閑及び職員本人の体調等を勘案し、職務の遂行に支障がないこと。
- イ 自営兼業の場合、職務遂行上、能率の低下を来すおそれがない範囲であること。
- ウ 兼業先の営利企業が職員の勤務する機関と相反する利害関係にないこと。
- エ 自営兼業の場合、その顧客（クライアント）等が職員の勤務する機関と相反する利害関係にないこと。

なお、後述4により規則第3条第1項の「自ら営利企業を営むこと」に該当しないと認められるものについては、許可申請は不要とする。

### (2) 実績報告

ア 兼業を行った職員は、別記様式2「実績報告書」を翌月5日までに所属へ提出すること。所属長は、提出された実績報告書により、兼業の内容や時間数を確認するとともに、兼業による心身の著しい疲労等により、職務遂行上、能率に低下を来していないかなど職員の状況を把握すること。

イ ただし、下の表に示す場合については実績報告書の提出は不要とする。

|   | 兼業の種類             | 不要となる場合 | 不要となる兼業の例 |
|---|-------------------|---------|-----------|
| 1 | 営利企業の役員等の地位を兼ねる場合 | すべて不要   | —         |

|   |                    |   |                                      |
|---|--------------------|---|--------------------------------------|
| 2 | 自ら営利企業を営む場合        | 職務との利害関係を生じる可能性が低いと認められる事業を営む場合は不要            | (例) 農業等の一次産業、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売など |
| 3 | 報酬を得て事業又は事務に従事する場合 | 決まった期間内で従事することがあらかじめ決まっており、それをもって従事終了となる場合は不要 | (例) 技能検定委員など                         |

ウ 実績報告書の人事課への提出は原則不要であるが、1及び2に示す審査基準等に適合しなくなった場合は許可を取り消すことがあるため、所属長は、審査基準等に反する事実があると認められる場合は、速やかに人事課へ報告を行うこと。

### (3) 人事異動等により職務内容に変化が生じた場合

許可を受けた職員が人事異動等により職務と兼業先の団体、事業又は事務との関係に変化が生じた場合などは、再度、チェックリストのみ作成し、所属を經由して人事課へ提出すること。

ただし、下の表に示す場合については対象外とする。

|   | 兼業の種類              | 不要となる場合                                       | 不要となる兼業の例                            |
|---|--------------------|---|--------------------------------------|
| 1 | 自ら営利企業を営む場合        | 職務との利害関係を生じる可能性が低いと認められる事業を営む場合は不要            | (例) 農業等の一次産業、不動産又は駐車場の賃貸及び太陽光電気の販売など |
| 2 | 報酬を得て事業又は事務に従事する場合 | 決まった期間内で従事することがあらかじめ決まっており、それをもって従事終了となる場合は不要 | (例) 技能検定委員など                         |

## 4 職員自らが営利企業を営む場合の取扱いについて

規則第3条第1項に規定する「自ら営利企業を営むこと」とは、職員が自己の名義で商業、工業、金融業等を経営する場合をいうものであり、名義が他人であっても職員本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合もこれに該当する。

また、次に掲げる項目に該当する場合は、自ら営利企業を営むことに当たるものとして許可申請を要する。

(1) 農業、牧畜、酪農、果樹栽培、養鶏等にあつては、大規模に経営され客観的に営利を主目的とするものと判断されるとき

(2) 不動産又は駐車場の賃貸にあつては、次のいずれかに該当するとき

ア 不動産の賃貸が次のいずれかに該当する場合

(ア) 独立家屋の賃貸については、独立家屋の数が5棟以上であること。

(イ) 独立家屋以外の建物の賃貸については、貸与することができる独立的に区画された一の部分の数が10室以上であること。

(ウ) 土地の賃貸については、賃貸契約の件数が10件以上であること。

(エ) 賃貸に係る不動産が劇場、映画館、ゴルフ練習場等の娯楽集会、遊技等のための設備を設けたものであること

(オ) 賃貸に係る建物が旅館、ホテル等特定の業務の用に供するものであること。

イ 駐車場の賃貸が次のいずれかに該当する場合

(ア) 建築物である駐車場又は機械設備を設けた駐車場であること。

(イ) 駐車台数が10台以上であること。

ウ 不動産又は駐車場の賃貸に係る賃貸料収入の額（これらを併せて行っている場合には、これらの賃貸に係る賃貸料収入の額の合計額）が年額500万円以上である

## 場合

エ ア又はイに掲げる不動産等の賃貸と同様の事情にあると認められる場合

- (3) 太陽光電気の販売にあつては、その販売に係る太陽光発電設備の定格出力が10キロワット以上であるとき

## 5 留意事項

- (1) 兼業は、あくまでも、職務専念義務が課せられていない勤務時間外における職員の自発的な活動であり、職員の意に反した動員的な運用は行わないこと。
- (2) 県において特例業務等緊急性の高い用務が発生した場合は、公務を優先すること。また、その可能性があることを兼業先に伝え、理解を得ておくこと。
- (3) 兼業先における勤務時間は、法定外労働となり、割増賃金となることのある旨を兼業先に伝え調整しておくこと。
- (4) 兼業を理由に、業務上必要な指示命令を拒否することはできないこと。
- (5) 兼業において得た報酬等について、確定申告等の必要な手続きを遺漏なく行うこと。
- (6) 本通知は会計年度任用職員（フルタイムに限る。）も適用することとし、許可の申請については行政管理課へ行うこと。なお、会計年度任用職員（パートタイム）の職員は、従来どおり、行政管理課への届出によること。

営利企業への従事等許可申請書

年 月 日

高知県知事 様

所属  
職名  
氏名

下記のとおり営利企業への従事等を行いたいので、地方公務員法第38条第1項の規定に基づき、その事務（事業）を行う期間、許可をお願いします。

記

- 1 従事等しようとする事務（事業）
- 2 業務内容
- 3 従事等する期間及び勤務時間数の見込み（終期が定まっていない場合は、始期のみ記載）
- 4 従事等する理由
- 5 報酬の額（日額又は月額）

※上記内容が確認できる資料（契約書の写し等）を添付すること

## 営利企業への従事等に関するチェックリスト

基準 1(1)ア 職務遂行上、能率の低下を来すおそれがないこと

イ 相反する利害関係を生じるおそれがなく、かつ、その他職務の公正を妨げるおそれがないこと

ウ 職員及び職務の品位を損ねるおそれがないこと

| 基準 | 内容   | 申請者                      | 所属長                      |
|----|--|--------------------------|--------------------------|
| ア  | 兼業先の勤務時間数は適切な範囲であるか。   |                          |                          |
|    | 勤務時間が割り振られた日において3時間以内であるか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|    | 週8時間以内であるか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|    | 1箇月30時間以内であるか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|    | 県の時間外勤務と合計して月60時間以内であるか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
|    | 自営兼業の場合は、職務遂行上の能率が低下しないよう時間を調整できるか。  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ア  | 現在の業務内容や業務量に鑑み、兼業を行うことで現在の業務の遂行に支障が生じるおそれはないか。(支障があると判断される場合には許可を取り消すことがある)        | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| イ  | 現在の職務と兼業先(自営兼業の場合の顧客等を含む)との間に、免許、許認可、検査、税の賦課、補助金の交付、工事の請負、物品の購入、普及指導等の特殊な関係はないか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| イ  | 自所属と兼業先との間における契約関係の度合い(契約金額の規模や当該企業の売上額等の総額に占める契約金額の割合など)が密接ではないか。                 | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| イ  | 職員の役職や個別の担当業務の権限等により、兼業先(自営兼業の場合の顧客等を含む)に対して影響力を行使できる状況でないか。                       | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| イ  | 兼業先における業務内容が、自所属に対する折衝、または自所属からの情報収集を主とするものではないか。                                  | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| イ  | 報酬額等が社会通念上相当と認められる範囲であるか。(同種の業務と比べて著しく高くなっていないか、地方公務員としての地位を利用した不適正な報酬額となっていないか、等) | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ウ  | 兼業先の団体又はその役員が、業務に係る刑事事件で起訴されたり、業務停止命令、課徴金納付命令等の不利益処分を受けたりしていないか。                   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| ウ  | 兼業先の業務内容が公務員としての品位・信用を損ねるものでないか。   | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

申請者職・氏名

確認日 年 月 日

所属長職・氏名

